

令和2年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（10日）						
招集年月日	令和2年3月6日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和2年 3月 6日午前10時00分			議 長	島 崎 紘 一
	閉 会	令和2年 3月 18日午後0時01分			議 長	島 崎 紘 一
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小井土 光 弘	○	7	佐 藤 博	○
	2	大 手 博 幸	○	8	千 野 榮 治	○
	3	佐々木 信 也	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	岡 田 邦 敏	○	10	堀 口 博 志	○
	5	木 暮 弘 元	○	11	岡 田 武 二	○
	6	岩 崎 正 春	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	7番	佐 藤 博	8番	千 野 榮 治		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	岩 井 収		書 記	佐 藤 里 奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		農 林 課 長	佐 藤 正 明	
	教 育 長	茂 木 学		商 工 観 光 課 長	佐 藤 圭 司	
	総 務 課 長	岡 野 均		建 設 水 道 課 長	阪 本 睦	
	企 画 課 長	猪 野 馨		教 育 課 長	大小原 敏 江	
	住 民 税 務 課 長	猪 野 と も え				
	会 計 課 長	林 通 典				
	福 祉 課 長	岡 田 恵 子				
	保 健 課 長	永 井 邦 佳				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 議員派遣の件
- 2 選挙第1号 下仁田町選挙管理委員及び補充員選挙について
- 3 第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 4 第2号議案 甘楽郡土地開発公社定款の一部を改正する定款
- 5 第3号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 6 第4号議案 下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 第5号議案 下仁田町行政区設置条例の一部を改正する条例
- 8 第6号議案 下仁田町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例
- 9 第7号議案 下仁田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 10 第8号議案 下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 11 第9号議案 下仁田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 12 第10号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 13 第11号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 14 第12号議案 令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約の変更に
ついて
- 15 第13号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）
第14号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第15号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第16号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第17号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
第18号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 第19号議案 令和2年度下仁田町一般会計予算
第20号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
第21号議案 令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
第22号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計予算
第23号議案 令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算

- 第24号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計予算
- 17 陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情
- 陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情
- 陳情第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設と国に対し「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」提出を求める陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和2年3月10日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 おはようございます。
これから、本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第1号「議員派遣の件」、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり開会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 島崎紘一 次に日程第2、選挙第1号「下仁田町選挙管理委員及び補充員選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 全員異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、XXXXXXXXXX、石井薫君、XXXXXXXXXX

、神戸英明君、、山田圭一君、
、園部典男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました、石井薫君、神戸英明君、山田圭一君、園部典男君が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、第1順位・、高橋千秋君、第2順位・、磯田潤子君、第3順位・、
、大瀧妙子君、第4順位・、廣澤智恵喜君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1順位・高橋千秋君、第2順位・磯田潤子君、第3順位・大瀧妙子君、第4順位・廣澤智恵喜君が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第3、第1号議案「下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。
総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第1号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、、氏名、小井土敏明、
。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

提案理由でございますが、小井土敏明氏が令和2年3月22日をもって任

期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第1号議案を、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に日程第4、第2号議案「甘楽郡土地開発公社定款の一部を改正する定款」を議題とし、提案理由の説明を企画課長に求めます。企画課長

(猪野馨企画課長 登壇)

○企画課長 猪野馨 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第2号議案 甘楽郡土地開発公社定款の一部を改正する定款、上記議題を公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

提案理由でございますが、令和2年3月31日をもって、甘楽郡土地開発公社の設立団体である下仁田町が公社から脱退することに伴い、定款の一部改正を行う必要があるためでございます。

別紙の定款の一部を改正する定款につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきたいと思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第2号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第2号議案は、原案のとおり可決され

ました。

○議長 島崎紘一 次に日程第5、第3号議案「下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第3号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第3号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を改正する条例、下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「開票立会人」の次に「、不在者投票立会人」を加える。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第3号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第6、第4号議案「下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第4号議案 下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例、（下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第1条 下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の一項を加える。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

裏面をお願いいたします。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第7、第5号議案「下仁田町行政区設置条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町行政区設置条例の一部を改正する条例、下仁田町行政区設置条例の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第8、第6号議案「下仁田町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例、下仁田町交通安全指導員設置条例の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第9、第7号議案「下仁田町特別会計条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町特別会計条例の一部を改正する条例、下仁田町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第10、第8号議案「下仁田町印鑑登録及び証明に関

する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住民基本台帳法」を「住民基本台帳法」に改め、同条第2項第2号「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（（1）に掲げる者をのぞく）」に改める。

第3条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第14条第1項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。経過措置、2、この条例の施行の際、現に改正前の下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例に基づいて登録されている印鑑、受理している登録の申請、照会している印鑑登録照会書または交付した印鑑登録証もしくは印鑑登録証明書は、改正後の下仁田町印鑑登録及び証明に関する条例に基づき登録し、受理し、照会し、または交付したものとみなす。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第11、第9号議案「下仁田町特定教育・保育施設及

び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(岡田恵子福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡田恵子 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、下仁田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第12、第10号議案「下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(岡田恵子福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡田恵子 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第１０号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第２条中「平成３２年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に、「終了」を「修了」に改める。

附則、施行期日、この条例は令和２年４月１日から施行する。

令和２年３月６日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第１０号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第１０号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第１３、第１１号議案「下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

（佐藤圭司商工観光課長 登壇）

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第１１号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第１１号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例、下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成３２年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則、この条例は令和２年４月１日から施行する。

令和２年３月６日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第14、第12号議案「令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約の変更について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第12号議案 令和元年度旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約の変更について、令和元年9月13日、第54号議案で議会の議決を経た、旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約について、下記のとおり請負契約に変更を生じたため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2項の規定及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、契約の目的、変更前、旧下仁田町立下仁田西中学校解体工事請負契約、変更後、変更前に同じ。契約の方法、変更前、指名競争入札による契約、変更後、変更前に同じ。契約の金額、変更前、金5,555万円、変更後、金6,356万9,000円。契約の相手方、変更前、下仁田町大字下仁田424番地2、諸星建設株式会社、代表取締役、諸星和夫、変更後、変更前に同じ。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に日程第15、第13号議案から第18号議案までを一括議題とし、第13号議案「令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）」から、順次説明を願います。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第13号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）、令和元年度下仁田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,061万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,096万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。
令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入でございます。

1款町税159万円、2款地方譲与税19万4,000円の減、13款分担金及び負担金140万5,000円の減、14款使用料及び手数料61万1,000円の減、15款国庫支出金486万5,000円の減、16款県

支出金 2, 283 万 7, 000 円の減、17 款財産収入 43 万 9, 000 円の減、18 款寄附金 450 万 1, 000 円の減、19 款繰入金 1 億 4, 528 万円の減、21 款諸収入 2, 583 万円、22 款町債 3, 210 万円。歳入合計 61 億 3, 158 万 1, 000 円から 1 億 2, 061 万 2, 000 円を減額し、60 億 1, 096 万 9, 000 円としたいとするものでございます。

4 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款議会費 142 万円の減、2 款総務費 132 万 3, 000 円の減、3 款民生費 638 万 1, 000 円の減、4 款衛生費 30 万 8, 000 円の減、6 款農林水産業費 3, 358 万 2, 000 円の減、7 款商工費 108 万 8, 000 円、8 款土木費 5, 201 万 1, 000 円の減、9 款消防費 1, 366 万 8, 000 円の減、10 款教育費 457 万 6, 000 円の減。

5 ページに移りまして、11 款災害復旧費 904 万 5, 000 円の減、12 款公債費 61 万 4, 000 円。歳出合計 61 億 3, 158 万 1, 000 円から 1 億 2, 061 万 2, 000 円を減額し、60 億 1, 096 万 9, 000 円としたいとするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

2 表、繰越明許費補正でございます。初めに追加です。

3 款民生費、3 項災害救助費は、災害救助法に基づく支援事業で 2 万 5, 000 円、4 款衛生費、1 項保健衛生費は、生活環境保全で 2, 079 万 6, 000 円、6 款農林水産業費、3 項林業施設費は、林業作業道総合整備事業で 1, 996 万 5, 000 円、10 款教育費、4 項社会教育費は、文化財調査保護で 2, 723 万 7, 000 円をそれぞれ繰越ししたいとするものでございます。

次に、変更です。

11 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費で、現年度道路橋梁災害復旧事業（単独）が補正前 2, 625 万 6, 000 円を補正後 3, 625 万 6, 000 円に変更したいとするものでございます。

7 ページをお願いいたします

3 表、地方債補正です。初めに追加でございます。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債は、限度額 2, 800 万円を新たに追加したいとするものでございます。

次に、変更でございます。

起債の目的、過疎対策事業債は、限度額 2 億 9, 280 万円から 6, 540 万円を減額し 2 億 2, 740 万円に、過疎対策事業債（ソフト事業分）は、

限度額 5, 290 万円に 1, 960 万円を追加し 7, 250 万円に、防災対策事業債は、限度額 4, 170 万円から 3, 290 万円を減額し 900 万円に、緊急防災・減災事業債は、限度額 3, 270 万円から 540 万円を減額し 2, 730 万円に、災害復旧事業債は、限度額 2 億 6, 480 万円に 8, 800 万円を追加し 3 億 5, 280 万円にそれぞれ変更したいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、11 ページ 2 の歳入及び 17 ページ 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第 14 号議案「令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」、第 15 号議案「令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」及び第 16 号議案「令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、福祉課長に説明を求めます。福祉課長

（岡田恵子福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡田恵子 命によりまして、第 14 号議案から第 16 号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 14 号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、令和元年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 6 日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

4 款県支出金 993 万 1, 000 円、6 款繰入金 993 万 1, 000 円の

減。歳入合計 9 億 6, 3 1 4 万円。補正の増減はありませんので、計が 9 億 6, 3 1 4 万円でございます。

歳出につきましては、財源更正のため掲載されておられません。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。また、5 ページ 2 の歳入及び 6 ページ 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらでも省略させていただきます。

次に、第 1 5 号議案をお願いいたします。

第 1 5 号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、令和元年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 6 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 1 4 4 万 6, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 6 日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 2 7 8 万 2, 0 0 0 円、3 款繰入金 2 0 2 万 1, 0 0 0 円の減。歳入合計 1 億 4, 0 6 8 万 5, 0 0 0 円に 7 6 万 1, 0 0 0 円を追加し 1 億 4, 1 4 4 万 6, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

次に歳出でございます。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金 7 6 万 1, 0 0 0 円。歳出合計 1 億 4, 0 6 8 万 5, 0 0 0 円に 7 6 万 1, 0 0 0 円を追加し 1 億 4, 1 4 4 万 6, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。また、4 ページ 2 の歳入及び 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

続きまして、第 1 6 号議案をお願いいたします。

第 1 6 号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、

令和元年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７７５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億１５７万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月６日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに歳入でございます。

１款保険料３万３，０００円の減、３款国庫支出金５５３万８，０００円、４款支払基金交付金４７８万円、５款県支出金３５５万３，０００円、７款繰入金４００万９，０００円、９款諸収入９万５，０００円の減。歳入合計１３億８，３８２万７，０００円に１，７７５万２，０００円を追加し、１４億１５７万９，０００円としたいとします。

次のページ、歳出でございます。

１款総務費５５万９，０００円、２款保険給付費２，０３８万５，０００円、５款地域支援事業費３１９万２，０００円の減。歳出合計１３億８，３８２万７，０００円に１，７７５万２，０００円を追加し、１４億１５７万９，０００円としたいとします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、１の総括につきましては省略させていただきます。また、６ページ２の歳入及び９ページ３の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に第１７号議案「令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）」、第１８号議案「令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第３号）」について、建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長

（阪本睦建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第１７号議案、第１８号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第17号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）、令和元年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,307万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,664万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入、第1款分担金及び負担金496万1,000円の減、3款国庫支出金1,556万1,000円の減、4款県支出金505万3,000円の減、6款繰入金109万5,000円の減、9款町債640万円の減。歳入合計8,971万8,000円から3,307万円を減額し5,664万8,000円としたいものでございます。

次に歳出です。同じく款の区分と補正予算額のみを申し上げます。

第1款浄化槽整備事業費3,307万円の減。歳出合計8,971万8,000円から3,307万円を減額し5,664万8,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正、変更でございます。

起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額710万円から300万円を減額し、下水道事業債限度額410万円に、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）、700万円から300万円を減額し、過疎対策事業債限度額400万円に、浄化槽施設設置事業（災害復旧事業債）、40万円から40万円を減額し、災害復旧事業債限度額をゼロに。限度額計1,450万円から限度額計810万円にしたいとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては省略させていただきます。なお、5ページの2歳入、7ページからの3歳出につき

ましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

次に、18号議案をお願いいたします。

第18号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第3号）、総則、第1条、令和元年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度下仁田町水道事業会計予算第3条本文括弧書中「営業費用中災害復旧費470万8,000円」を「営業費用中災害復旧費108万4,000円」に、「企業債200万円」を「企業債50万円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款水道事業収益2億5,483万5,000円、144万4,000円の減、2億5,339万1,000円。支出、第1款水道事業費用2億5,259万4,000円、186万4,000円の減、2億5,073万円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,951万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,138万5,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333万4,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額225万3,000円」に、「減債積立金400万4,000円」を「減債積立金695万2,000円」に改め、資本的収入並びに支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いいたします。科目、既決予定額、補正予定額の計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入1億1,412万8,000円、1,296万円の減、1億116万8,000円。支出、第1款資本的支出1億9,364万6,000円、1,109万3,000円の減、1億8,255万3,000円。

企業債、第4条、予算第5条表中「配水本管布設替工事 限度額3,050万円」を「配水本管布設替工事 限度額2,250万円」に、「災害復旧費 限度額730万円」を「災害復旧費 限度額570万円」に改める。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

3ページ以降の実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明い

たしましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を11時10分といたしたいと思います。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時10分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

提案説明が終わりましたので、第13号議案から第18号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 13号議案、項目のことは後回しにしてですね、群馬県下の自治体の中で、補正予算を5回も組む自治体は下仁田町以外にはございません。補正の4号、5号は、これは4号については台風19号の自然災害に対するものであるからやむを得ない部分がありますが、この補正5号は会計年度、年度末が来ているからやむを得ない補正予算だと思うんですけども、1号、2号、3号この補正予算、あまりにも予算を遊び道具に使っているんじゃないでしょうか。どうですか、その辺のところ。

○議長 島崎紘一 答弁はどなたですか。総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。補正予算につきましては、やはりその都度、財政状況とまた事業等によって必要な場合にご提案させていただく部分でございます。決して遊び道具といいますか、必要があつてご提案させていただくということでございますので、その辺のほうをご理解いただきたいと思います。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 それは必要があるから5回も補正予算を組んだと思うんだよね。当初予算は1年間の事業計画をもって当初予算ができるわけだから、1年間の事業計画があまりにも大ざっぱな住民福祉を考えていない事業計画のもとに当初予算をつくっているんじゃないですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 当初予算の作成につきましては、やはり各課で精査して次年度に必要な事業を計上させていただいて、なおかつそれを財政当局のほうで査定等をやらせていただいた結果、事業のほうのご提案をさせていただきまして、必要な事業という形で計上させていただいております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 一番典型的な例が財政調整基金なんですよ。当初予算ではね、1億400万円ほどの財政調整基金の取崩しだね。それが補正第4号まででは約7,900万円ほど取崩しを計画しているんですよ。ところがこの補正5号に来ると、1億4,200万円の財政調整基金の取崩しを減額補正しているんだよね。

要するに、繰入金の関係だけれども、こんなに数字をいじっておいてね、年度末が来たから、金の使う予定がなくなったから財政調整基金に戻せばいいと。あまりにも町民の税金を預かっている財政を、こんなことやっていたら町民に信頼されませんよ。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 財政調整基金の変更等、今回の基金への戻し部分も含めまして、地方交付税等の交付額等の変更がございまして、交付税等がふえた部分もございます。その部分もありまして、事業等も精査して取崩額を逆に基金のほうに戻すというような形でとらせていただいております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 令和2年度の予算が提案されていますけれども、本日、この私が言った意見のことはよく頭に入れておいてもらって、来年の3月の定例会のときには覚悟を決めておいてください。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 財政予算を組むに当たっては、今後、十分精査してご意見を賜りながら予算編成のほうにさせていただきたいと思っております。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第13号議案から第18号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に日程第16、第19号議案から第24号議案までを一括議題といたします。まず、第19号議案「令和2年度下仁田町一般会計予算」から、順次説明を願います。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第19号議案 令和2年度下仁田町一般会計予算、令和2年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億7,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳入歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給与、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。初めに、歳入でございます。

1款町税8億1,707万1,000円、2款地方譲与税7,706万5,000円、3款利子割交付金60万円、4款配当割交付金242万7,000円、5款株式等譲渡所得割交付金182万7,000円、6款法人事業税交付金200万円、7款地方消費税交付金1億3,000万円、8款ゴルフ場利用税交付金1,000万円、9款環境性能割交付金400万円、10款地方特例交付金270万円、11款地方交付税23億1,000万円、12款交通安全対策特別交付金100万円、13款分担金及び負担金1,798万6,000円、14款使用料及び手数料4,141万7,000円、15款国庫支出金4

億7,493万9,000円、16款県支出金3億3,392万5,000円、17款財産収入240万8,000円、18款寄附金7,032万2,000円、19款繰入金1億8,884万円。

4ページをお願いいたします。

20款繰越金1,000万円、21款諸収入5,008万円、22款町債6億2,940万円。歳入歳出合計51億7,800万円としたいとするものでございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費7,468万2,000円、2款総務費7億3,388万5,000円、3款民生費10億5,307万8,000円、4款衛生費7億6,235万2,000円、5款労働費172万3,000円、6款農業水産業費2億8,644万2,000円、7款商工費1億2,249万6,000円、8款土木費4億198万8,000円。

6ページをお願いいたします。

9款消防費3億6,013万3,000円、10款教育費4億3,697万1,000円、11款災害復旧費2億3,895万円、12款公債費6億9,525万9,000円、13款諸支出金4万1,000円、14款予備費1,000万円。歳出合計51億7,800万円としたいとするものでございます。

次ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

起債の目的と金額は過疎対策事業債2億8,740万円、過疎対策事業債（ソフト事業分）5,410万円、地方道路等整備事業債520万円、公営住宅建設事業債3,400万円、防災対策事業債1,000万円、緊急防災・減災事業債3,630万円、緊急自然災害防止対策事業債3,010万円、災害復旧事業債8,230万円、臨時財政対策債9,000万円、限度額計6億2,940万円で、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は年3%以内といたします。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができるとしたいとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、11ページ2の歳入及び29ページ3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略

させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第20号議案「令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計予算」、第21号議案「令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算」及び第22号議案「令和2年度下仁田町介護保険特別会計予算」について、福祉課長に説明を求めます。福祉課長

(岡田恵子福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡田恵子 それでは、予算書の159ページのほうをお願いいたします。

命によりまして、第20号議案から第22号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第20号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、令和2年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億4,480万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税1億7,161万4,000円、2款使用料及び手数料8万円、3款国庫支出金1,000円、4款県支出金7億292万8,000円、5款財産収入1,000円、6款繰入金6,916万1,000円、7

款繰越金 1, 000 円、8 款諸収入 101 万 4, 000 円。歳入合計 9 億 4, 480 万円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 692 万 9, 000 円、2 款保険給付費 6 億 7, 192 万 9, 000 円、3 款国民健康保険事業費納付金 2 億 5, 101 万 3, 000 円、4 款共同事業拠出金 1, 000 円、5 款財政安定化基金拠出金 1, 000 円、6 款保健事業費 1, 170 万 7, 000 円、7 款基金積立金 1, 000 円、8 款公債費 3, 000 円。

次のページをお願いいたします。

9 款諸支出金 121 万 6, 000 円、10 款予備費 200 万円。歳出合計 9 億 4, 480 万円としたいとするものでございます。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、省略させていただきます。また、165 ページ 2 の歳入及び 170 ページ 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、183 ページをお願いいたします。

第 21 号議案 令和 2 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算、令和 2 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 4, 617 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1, 000 万円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 3 月 6 日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 8, 747 万 7, 000 円、2 款使用料及び手

数料1万9,000円、3款繰入金5,258万3,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入609万円。歳入合計1億4,617万円としたいとするものでございます。

次に、次ページの歳出でございます。

1款総務費243万7,000円、2款保健事業費681万2,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,581万9,000円、4款諸支出金10万1,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円。歳出合計1億4,617万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、188ページ2の歳入及び190ページ3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

続きまして、193ページをお願いいたします。

第22号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計予算、令和2年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億5,777万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。初めに歳入でございます。

1款保険料2億1,677万7,000円、2款使用料及び手数料2万円、

3 款国庫支出金 3 億 6, 3 3 7 万 7, 0 0 0 円、4 款支払基金交付金 3 億 5, 9 9 0 万円、5 款県支出金 2 億 1 9 万 1, 0 0 0 円、6 款財産収入 8, 0 0 0 円、7 款繰入金 2 億 1, 6 8 5 万 2, 0 0 0 円、8 款繰越金 1, 0 0 0 円、9 款諸収入 6 4 万 4, 0 0 0 円。歳入合計 1 3 億 5, 7 7 7 万円としたいとするものでございます。

次のページでございます。

次に、歳出でございますが、1 款総務費 1, 4 8 5 万 6, 0 0 0 円、2 款保険給付費 1 2 億 7, 2 2 0 万 2, 0 0 0 円、3 款財政安定化基金拠出金 1, 0 0 0 円、4 款基金積立金 8, 0 0 0 円、5 款地域支援事業費 6, 9 6 9 万 8, 0 0 0 円、6 款公債費 1, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

7 款諸支出金 4, 0 0 0 円、8 款予備費 1 0 0 万円。歳出合計 1 3 億 5, 7 7 7 万円としたいとするものでございます。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、省略させていただきます。また、1 9 9 ページ 2 の歳入及び 2 0 4 ページ 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、第 2 3 号議案「令和 2 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算」、第 2 4 号議案「令和 2 年度下仁田町水道事業会計予算」について、建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第 2 3 号議案から第 2 4 号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

まず、2 2 3 ページをお願いいたします。

第 2 3 号議案 令和 2 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、令和 2 年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9, 3 1 5 万 8, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債、第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、款の区分と予算額を申し上げます。

歳入、第1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料2,150万7,000円、3款国庫支出金2,463万3,000円、4款県支出金852万円、5款財産収入1,000円、6款繰入金1,425万2,000円、7款繰越金100万円、8款諸収入2,000円、9款町債1,490万円。歳入合計9,315万8,000円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款浄化槽事業費8,166万8,000円、2款公債費1,049万円、3款予備費100万円。歳出合計9,315万8,000円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債、起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額750万円、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）、限度額740万円、限度額計1,490万円。起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えることができる。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括については、省略させていただきます。なお、229ページ2歳入、231ページ3歳出につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

続きまして、235ページをお願いいたします。

第24号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計予算、総則、第1条、令和2年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1号、給水戸数3,450戸、2号、年間給水量83万921立方メートル、3号、1日平均給水量2,276立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益2億4,712万円、第1項営業収益1億8,853万7,000円、第2項営業外収益5,858万2,000円、第3項特別利益1,000円。

支出です。第1款水道事業費用2億4,046万3,000円、第1項営業費用2億1,749万5,000円、第2項営業外費用2,246万5,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費50万円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,812万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額213万6,000円、当年度分損益勘定留保資金5,153万6,000円、減債積立金1,445万4,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入9,553万1,000円、第1項企業債2,820万円、第2項収支金2,676万6,000円、第3項国庫補助金525万5,000円、第4項他会計補助金3,454万円、第5項他会計負担金77万円。

支出、第1款資本的支出1億6,365万7,000円、第1項建設改良費4,982万1,000円、第2項企業債償還金1億1,383万6,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める

起債の目的、配水本管布設替工事、限度額2,310万円、災害復旧費510万円、限度額計2,820万円、起債の方法、証書借入、利率、年3%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。
予定支出の各項の経費の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費3,217万3,000円。他会計からの補助金、第9条、水道水源開発事業に係る企業債、災害復旧事業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,312万6,000円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は97万5,000円と定める。

重要な試算の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1号、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、町道2047号線水道本管布設替工事、石渕です。水量、L=200メートル、PEパイ75ミリメートルです。

令和2年3月6日提出、下仁田町長、原秀男。

次のページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町水道事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、第19号議案から第24号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

それでは、質疑を願います。佐藤博君

○7番 佐藤博 一般会計予算、40ページ、企画費の中でまちづくり基本計画作成委託30万円の内容についてお伺いをしたい。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 猪野馨 お答えいたします。

現状といたしまして、町の現状でございますけれども、下仁田町の飲食店がですね、例えばテレビで取り上げられるといたしますと、和食ブーム等にもよりまして、町を訪れる方たちがたくさんおります。こういった方たちの滞在時間を少しでも伸ばすことが経済効果につながるのではないかと、いうふうに考えるわけでございますけれども、そんな中、今回の予算の計上につきましては、町に人を呼び込みにぎわいを創出するとともに、町民が憩いの場としての集える場所の環境づくりを目指しまして、今後のまちづくりに向けて基本的な考え方を取りまとめようとするものでございます。

大きな公共事業を実施しようとする場合については、事前の調査から始まりまして、最終的には詳細設計というものが取りまとめられるわけでございますけれども、それまでには幾つものステップがあるわけでございます。そんな中、今回は、まず初歩の段階ではございますけれども、その考え方を取りまとめようとする費用となっているところでございます。

具体的には、まず、町長の意向に基づきまして、関係する課が集まって、どのような整理が下仁田町でできるのか、必要なのかということを検討してまいりたいと思います。必要によっては、町民に入っていて、意見を聴取する場も機会を設けなければならないと考えております。最終的には、その内容を可視化するために構想図等を作成し、議会に提案し、協議を願う形になろうかと思います。

今の下仁田町に何が必要で、どんな整備ができるのかを考える上でのスタート地点に立ちたいといった内容でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 関係個所において、また町民に加わっていただけてということであるならば、委託でなくてもいいのかなと。委託の場合の委託先はどこになるのでしょうか。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 猪野馨 現在のところ、どのような委託になるのか、これから進んでいかないとはいっきりしないところもございますが、まず、先ほど申し上げましたように、この計画を可視化できるように図に起こしていく、そういった作業、あるいは基本的な調査についてどちらかにお願いするといったようなことが委託としては考えられるところでございます。

○議長 島崎紘一 はい、どうぞ。

○7番 佐藤博 基本的に調査ということであるならば、調査費でもよろしいので

はないかなと思った次第です。30万で300万に代わる内容を内容的に作りたいとするのかどうか、もう一点お伺いしておきたい。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 猪野馨 先ほど申し上げましたように、基本的には、まず、町長の考えに基づきまして関係課が集まり、自分たちが汗をかいて作っていく計画にしていきたいなということが基本でございますので、金額を少なく抑える中で何がしの計画を考えていきたいというふうに考えております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 ということであるならば、先ほど年に5回の補正予算を組んでいるという指摘もございましたけれども、令和2年度において、その補正で組んでまたこの内容を大きくしていくという考えは、とりあえずはございませんね。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 猪野馨 現在のところはとりあえずございません。

○議長 島崎紘一 岡田武二さん

いいですか、佐藤さん

○7番 佐藤博 はい、結構です。

○11番 岡田武二 議会の予算の95ページ。

○議長 島崎紘一 一般会計ですか。

○11番 岡田武二 はい、そうです。

○議長 島崎紘一 マイクが離れているので。

○11番 岡田武二 済みませんでした。声が大きいんでいいかなと思ったんですけども。

右の一番下に神津牧場のトイレのあれなんで、神津牧場は、トイレは幾つあるんですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えします。

現在使用している外のトイレは2カ所ございます。

○議長 島崎紘一 岡田武二さん

○11番 岡田武二 2カ所というのは想定しているんですけども、補正予算の中でトイレの取り壊しというのが入っていると思うんですよね。これ2つ浄化槽も例えば予算を組んであるということは、1つは要らなくなると、4月から。今度の補正予算にこれ組んであるんだと思うんですけども、今月中に取り壊しするような話になっていると思うんですよね。

そうすると、先ほど佐藤議員のほうから要するに補正の問題が出ていました。これは補正しなくちゃならないでしょうね。どうなんですかね。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

先ほどですね、現在使用しているのは2カ所ということですが、1カ所、事務所の右側にございます昔使っていましたトイレなんですけれども、そちらのほうを3月補正で取り壊したいと。その壊す道反対には、数年前に造りましたトイレがございますので、かつてありました事務所の右にある古いトイレを壊したい、そういう補正でございます。

○議長 島崎紘一 岡田武二さん

○11番 岡田武二 ということは、1つになるという解釈でいいんですか。よければそれでいいんですけれども。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 町がですね、あるのは、要は事務所の反対のところに数年前に建てた新しいやつ、それともう一つは、入ってくる駐車場の下ですね、そちらのほうには県の施設ですけれどもそちらのほうにございますので、実際には外にある今、現在使っているものは県を含めて2カ所、そういうことでございます。

○議長 島崎紘一 岡田武二さん

○11番 岡田武二 ということは3つあるということだよね、今、現在ね。2つと解釈したんですけれども、まだ古いのが壊していないから、要するにそれは取り壊しのあれが。要するに、事務所の横ということですよ、そのトイレはね。それなら理解できたんですけれども、やっぱり計画性があってやる方がいいことなのかなと思ったものですから、2つは浄化槽の整備しなくちゃならないということで解釈すればよろしいですか。はい、わかりました。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 関連質問ですけれども、今回の補正予算でトイレの解体をすると。建設費は町が建設したのですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 大変申し訳ございません。その建設したときにはですね、町が建設したかどうか把握していません。申し訳ございません。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 町の予算で造ったトイレを新たな新しいトイレが出来たから古いトイレは解体しますと。それならいいんですけれども、担当の課長が町

の予算で造ったものだから神津牧場独自で造ったのか分からないようなことで、よくこの補正予算に牧場のトイレの解体費用を計上しましたね。

（「議長、暫時休憩して調べてもらって」の声あり）

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 済みません。暫時休憩をお願いします。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 1 1 分

再 開 午後 1 時 1 6 分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開します。商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えします。

造ったのは町でございます。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 一般会計16ページ、歳入の商工使用料で道の駅使用料480万円の予算計上ですけれども、この480万円予算計上をした基礎的な考えは何ですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 答えいたします。

道の駅の使用料なんですけれども、月に40万円ということでその12カ月、合計で480万円を計上しております。

これはですね、将来、建物の修繕とか発生した際に使用するということでいただいているお金でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 道の駅使用料を産業開発しもにたから月40万円もらっているんですね。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 はい、そのとおりです。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 歳出で道の駅積立金を含めて692万円歳出で道の駅に出ているんですけども、この積立金、何のための積立金ですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 答えいたします。

道の駅の維持管理費として合計で692万3,000円計上させていただいております。そのうちの道の駅に関する費用というものが438万9,000円、それと交流防災ステーションに関するものが148万8,000円、そ

れと急速充電器に関するものが１０４万６，０００円ということで、合計で
６９２万３，０００円という金額を計上させていただいております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○１２番 佐藤公夫 通常の維持管理に積立金を除いて５８０万円金がかかるのに、
なんで４８０万しか予算計上できないんですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 先ほどおっしゃったんですけれども、道の駅の支出、
単純に支出だけだと４３８万９，０００円でございます。その中に令和２
年度にしましては式典業務ということで１１０万円、そういったものも計
上してございますので、実際に４８０万円よりは歳入のほうが若干ではあり
ますけれども歳出よりも多く入れていただいているような状況でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○１２番 佐藤公夫 産業開発しもにたと町とどのような契約の内容になっている
んですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 契約にしましては、町の施設というところもありま
すので、共同で、施設によっては２分の１負担というそういった契約で支出
してございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○１２番 佐藤公夫 第三セクターの産業開発しもにた。１００％の下仁田町の出
資ではありません。そういう中で、産業開発しもにたとしもにた道の駅に対
する歳出、このようなことでよろしいですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 もちろん、案分できるところは案分させていただいて
いる中で、株主さんがおりますので、そういったところと協議の上、支出の
金額を定めさせていただいている、そんなような状況でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○１２番 佐藤公夫 道の駅の管理運営を産業開発しもにたと何の契約書も交わさ
ずに口約束で道の駅の運営を任せているんでしょう。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 指定管理ですので、協定書を締結して行っております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○１２番 佐藤公夫 指定管理は有料ですか、無料ですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 指定管理の中には、使用料、先ほどの４８０万円という金額が盛り込まれてございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○１２番 佐藤公夫 そうしますと、産業開発しもにたの指定管理料、町が産業開発に指定管理料を払うんじゃないの。産業開発しもにたから町は月４０万円もらっているんだよ。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 その指定管理の協定書の中には、施設使用料として４８０万円町にいただくというそういった協定書になってございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○１２番 佐藤公夫 その指定管理の契約書をここで配付してください。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 暫時休憩をお願いします。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午後 １時２５分

再 開 午後 １時４０分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開します。

先ほどの質問に対して答弁。商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お手元のところに下仁田町道の駅の管理運営に関する協定書というのをお配りさせていただきました。こちらは、今年の３月にも議案全協として提案させていただいて、了承していただいているものでございます。

２ページ目をご覧ください。２ページ目の第６条のところに委託料及び利用料ということで３１年度から３３年度ということで、委託料無料、利用料月額４０万円ということで記載されてございます。

以上です。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。岡田武二さん

○１１番 岡田武二 商工観光ばかりで責めてるわけじゃないんで申し訳ないんですが、９７ページ、イルミネーションの購入について１８０万予算を組んであるんですけれども、それはどこへ、どういう形でやるのか教えていただきたいんですが。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 イルミネーションですが、１８０万円計上させていただきます。こちらのほうは、町のものを青年部のほうに貸し出しをして、道の

駅、正確には道の駅付近ということで、交流防災ステーションかまた道の駅
ところか、そういったところに飾ろうと、そういうふうな計画でございます。

○議長 島崎紘一 岡田武二さん

○11番 岡田武二 この使い方については、また質問をさせていただきますけれども、イルミネーションについては、私も当初から町の中でやってくださいというお願いをずっとしてきたんですよ。いまだかつて町の中のそういうあれはしていないと。今回、町長が町なか駅前改革、開発ですか、やりたいという形の中で、なぜ道の駅だけをやるのかということと、町、バランスが取れていないんじゃないかと、町のやはり活性化をする中で町なか改革としていくのが一番の問題じゃないかなと。このイルミネーションもそれに入っているんじゃないかなと私は思っているんですよ。

そういった中で、イルミネーションについては、道の駅がどれだけの黒字があるか。なんで自分らで出来ないのか。それについては、あれですか、一般財源ですよ。補助金でやっているんですか。その辺のところを聞かせてください。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 千客万来事業を使いまして、2分の1なんですけれども充てまして、購入する予定でございます。

あと、先ほど、道の駅という形で青年部のほうから要望というものがあるんですが、今、岡田武二議員さんもおっしゃったように、そういったところも青年部のほうにまた設置場所等の見直しというか、そういったところも提案はこれから出来るかと思いますので、ご意見をいただいた中で提案させていただきたいというふうに思っております。

○議長 島崎紘一 岡田武二さん

○11番 岡田武二 課長に前向きな話をいただいたので、ある程度は理解できるんですけども、ただ、道の駅だけが下仁田町ではない。今の下仁田町の夜の状況を見た中では、全く死んじゃってる。これを何とかするというのが一つの観光行政ではないかなと私は思っていますし、町の活性化につながるのではないかという。どんなに町の中で声を上げて、そういった一つのアクションがない限りは、町なか改革は出来ないと私は思っていますので、ぜひその方向をお願いしたいと。

私もずっとこんな質問したくなかったんですけども、今までに何回となく全協なり社会委員会なりで言ったんですけども、ほたる山やったり道の駅という形でイルミネーションをやっていると。町の中、例えばイルミネー

ションでにぎやかになったと言え、1つ食堂で飯を食べてもある程度人が集まるという形になるんじゃないかと思っていますんで、ぜひその辺のところは頭において町の行政をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長 島崎紘一 答弁はいいですか。

○11番 岡田武二 はい、いいですよ、私は。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 一般会計34ページ、職員研修福利厚生と。この講師謝金はどのような研修をしているんでしょうか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

職員に対するメンタルヘルス講師ということで、例えば心身のどちらかと言うと心的ケアというんですか、何て言ったらいいんでしょう、そうですね、心的にケア、心疾患にならないような形の防御の仕方というんですか、そういうのを職員に年1回講師を招いてやっているんで、その予算となります。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 行政が職員に対して研修を開くのは、一番大事なものは何ですか。こういうことを職員と研修して勉強しておきたいと、一番大事なものは何ですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 今年度も研修はさせていただいたんですけども、例えば住民の方に対する接待の仕方であるとか、あとは接遇の仕方ですかね、そういうのは今年度はさせていただいたんですけども、それとまた一方にメンタルヘルスという形で職員がやはり心的に病気になるというのも人事のほうとすればその部分も防ぎたいということで今回計上させていただいております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 健康管理や心のケアはね、一番大事な職員に対しての講習ではないんですよ。一番大事なものは、全然意識しないでハラスメントをしていると、職場で。町長を含め、特別職を含めて、専門家を呼んで、知らず知らずのうちに仲間の意識があって、本人は気づかないうちに相手に対してハラスメントをして相手の心を傷つけていると、こういうことが起きないような職場づくりをするのには、ハラスメントに対する講習会をぜひ開いてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 はい、その部分についても今後開くときに回答をさせていただきたいと思います。

○議長 島崎紘一 いいですか。

○12番 佐藤公夫 はい。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑は、ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結し、第19号議案から第24号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第17、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第1号「若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情」及び陳情第2号「年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情」は、総務常任委員会に付託し、陳情第3号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設と国に対し「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」提出を求める陳情書は、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会

令和2年3月10日

午後 1時52分